

# 群馬県信用保証協会レポート

— ディスクロージャー誌 —

# 2024



GUNMA GUARANTEE  
REPORT 2024



# 群馬県信用保証協会レポート

GUNMA GUARANTEE REPORT 2024

— ディスクロージャー誌 —

# 2024

# ごあいさつ



群馬県信用保証協会  
会長 鬼形 尚道

平素より当協会の業務に格別のご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。  
このたび、ディスクロージャー誌「群馬県信用保証協会レポート2024」を作成いたしました。  
多くの皆さまに当協会のあらましや主な取り組み、実績等について知っていただき、事業の参考にしていただければ幸いです。

地元経済を取り巻く状況については、全体として見ればコロナ禍前の水準に回復しつつありますが、一方で、高止まりする原材料・エネルギー価格、人件費の上昇や人手不足の影響等により、県内の多くの中小企業は依然厳しい経営環境にあります。

こうした中、当協会は公的な金融機関として、「経営力強化保証制度」等により事業者の資金繰りをしっかりと支えるとともに、今年度新たに「経営支援部」を設け、創業、経営改善、事業承継、事業再生の各ステージにおける伴走支援に重点的に取り組んでまいります。

また、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、積極的に対応していくこととしてまいります。

今後も、行政、金融機関、経済団体、産業支援機関等との連携を密にし、中小・小規模事業者の方々が飛躍・発展できるよう、役職員一同全力で取り組んでまいります。

引き続き、皆様方のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

# 群馬県信用保証協会レポート2024

## CONTENTS

■ 群馬県信用保証協会のプロフィール	4
■ 信用補完制度	6
■ 信用保証の概要	8
■ 主な保証制度	12
■ 企業のライフステージに応じた支援の取り組み	14
■ 業務の流れ	16
■ 2023年度の事業実績	18
■ 2023年度的主要な取り組み	26
■ 事業計画	30
■ コンプライアンスへの取り組み	34
■ 個人情報保護宣言	36
■ SDGs達成に向けた取り組み	38
■ 役員・組織体制	40

### 群馬県信用保証協会はSDGs達成に向けた取り組みを実施しています

群馬県信用保証協会は、【信用保証】と【企業のライフステージに応じた支援】で、中小企業・小規模事業者の活力ある発展をサポートすることを通じて、SDGs達成に貢献してまいります。



#### SDGs（持続可能な開発目標）とは

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

群馬県信用保証協会におけるSDGs達成に向けた取り組みについては、38ページをご覧ください。

# 群馬県信用保証協会のプロフィール

信用保証協会は「信用保証協会法」に基づいて設立された法人で、全国に51協会あります。

私ども群馬県信用保証協会は、群馬県内の中小企業・小規模事業者の皆さまが、金融機関等から事業資金の借入を行う際に、その借入債務を保証することによって円滑な事業資金の調達を支援するとともに、金融機関及び関係機関と緊密な連携を図り、創業・経営改善・事業承継・事業再生の各種支援に積極的に取り組むことで中小企業の経営の安定と発展に貢献してまいります。

## ○ 3つの基本理念と行動指針

### ～3つの基本理念～

1. 中小企業に寄り添った「信用保証」を通じて、中小企業の振興と地域経済の発展に貢献します。
2. 金融機関をはじめとする関係機関との連携を深め、中小企業の経営の安定と発展を支援します。
3. 群馬県の明日を担う中小企業のおきパートナーとして、「顔の見える、信頼される保証協会」を目指します。

### ～行動指針～

#### 1. 地域経済への貢献

- (1) 地域に密着した事業活動を通じて、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。
- (2) 創業支援を通じて起業意欲を喚起し、地域経済の活性化に貢献します。
- (3) 経営改善支援、事業承継支援、事業再生支援に積極的に取り組み、地域経済基盤の安定化に貢献します。

#### 2. 質の高い保証サービス

- (1) 中小企業の多様なニーズに的確に応えるため、質の高い信用保証業務を推進するとともに、相談・診断・情報提供などの金融相談業務の充実に努めます。
- (2) 金融機関をはじめとする関係機関との連携を深め、中小企業のライフステージに応じた支援に努めます。
- (3) 中小企業のニーズに応えられるよう、企業活動の現場から生きた知識を吸収することを通じて人材の育成と資質の向上に努めます。

#### 3. 健全な業務運営

- (1) 信用保証協会の公共性を常に念頭におき、高い倫理観を持って、業務に取り組めます。
- (2) 公正かつ誠実な事業を行うため、コンプライアンスを推進します。
- (3) 健全な業務運営基盤を確立するため、業務の効率化に不断の努力を続けます。

## ○沿革

- 昭和24年 9月 ● 設立許可
- 昭和24年10月 ● 財団法人群馬県信用保証協会設立
- 昭和29年 6月 ● 特殊法人群馬県信用保証協会に組織変更
- 昭和44年 5月 ● 県内12か所に連絡所を開設
- 昭和46年 2月 ● 群馬県産業会館へ事務所を移転
- 昭和59年 6月 ● 西毛支所及び東毛支所を開設
- 平成 2年 7月 ● 太田支所を開設、西毛支所を高崎支所、東毛支所を桐生支所に名称変更
- 平成10年 1月 ● 本所を群馬県中小企業会館に移転
- 平成10年 4月 ● 「本所」、「支所」を「本店」、「支店」に名称変更
- 平成16年10月 ● 高崎支店移転
- 平成20年10月 ● 太田支店移転
- 平成21年 4月 ● 桐生支店移転
- 令和 5年 5月 ● 太田支店移転

## ○プロフィール [2024年3月31日現在]

- 基本財産** 435億円
- 利用企業数** 25,472企業
- 役職員数** 140名
- 事業所数**

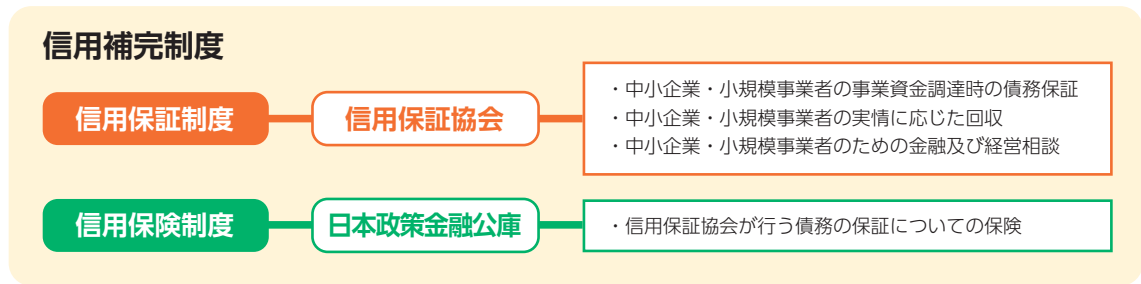
本店（前橋市）、高崎支店、桐生支店、太田支店  
 連絡所12か所（商工会議所10か所及び安中市・中之条町の商工会内）



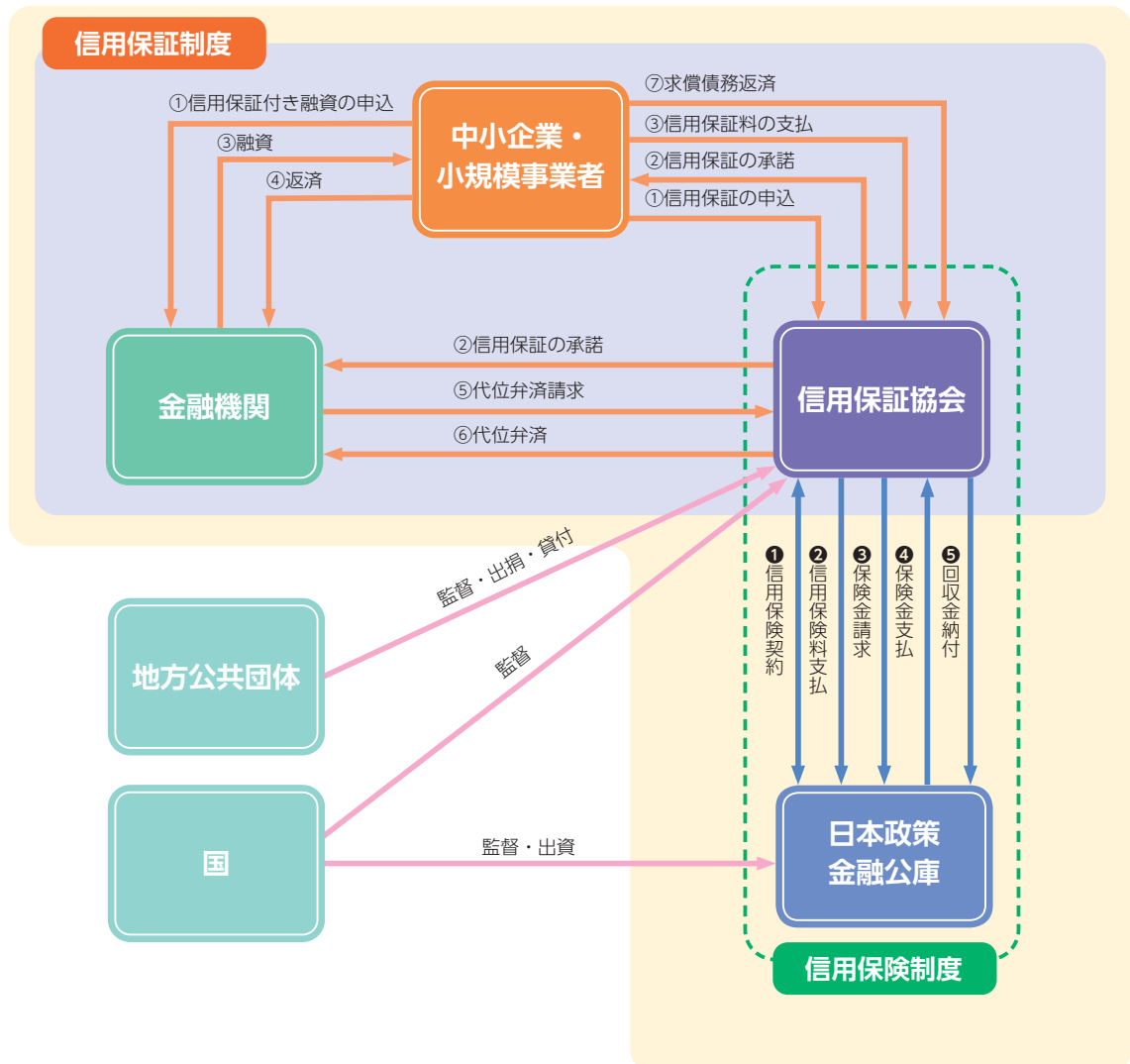
本店外観  
 (群馬県中小企業会館4・5・6階)

# 信用補完制度

信用補完制度は中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が行う債務の保証について日本政策金融公庫が再保険を行う「信用保険制度」の総称です。両制度は、相互に一体的に機能しています。



## ○信用補完制度のしくみ





## 信用保証制度

- ① 中小企業・小規模事業者等は、金融機関に信用保証付き融資の申込を行い、金融機関を経由して信用保証協会に信用保証の申込をしていただきます。
- ② 信用保証協会は、中小企業・小規模事業者等の事業の内容や経営計画を確認し、その結果、信用保証をすることが適当と認め、申込内容を承諾した場合は、金融機関及び中小企業・小規模事業者等へ通知します。
- ③ 信用保証の承諾の通知を受けた金融機関は、中小企業・小規模事業者等へ融資します。中小企業・小規模事業者等は、借入と同時に信用保証協会へ信用保証料をお支払いいただきます。
- ④ 中小企業・小規模事業者等は、融資条件に基づいて借入金を金融機関へ返済していただきます。
- ⑤ 中小企業・小規模事業者等が返済できなくなった場合、金融機関は信用保証協会に対して残りの融資金の支払を請求します。
- ⑥ 信用保証協会は、金融機関の請求に基づき、中小企業・小規模事業者等に代わって金融機関へ借入金の支払をします（代位弁済）。
- ⑦ 代位弁済後、中小企業・小規模事業者等と信用保証協会にて相談し、借入金を返済していただきます。

## 信用保険制度

- ① 信用保証協会が中小企業・小規模事業者等のために金融機関に対して行う債務の保証について、日本政策金融公庫と信用保証協会は、信用保険契約を締結します。
- ② 信用保証協会が信用保証を行った場合は、日本政策金融公庫に信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済を行った場合は、日本政策金融公庫に対して保険金の支払を請求します。
- ④ 日本政策金融公庫は、信用保証協会の請求に基づき、信用保険の種類に応じて定められたてん補率（代位弁済を行った元金の70%～90%）で保険金を信用保証協会へ支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、中小企業・小規模事業者等からの返済金について、てん補率に応じて日本政策金融公庫へ回収金を納付します。

# 信用保証の概要

## ○信用保証をご利用いただける方

### 企業規模

会社の場合、資本金（資本の額又は出資の総額）及び常時使用する従業員のいずれか一方が、下表の条件に該当していれば信用保証をご利用いただけます。

個人事業者及び特定非営利活動法人（NPO法人）の場合、常時使用する従業員が、下表の条件に該当していれば信用保証をご利用いただけます。

業種	資本金	常時使用する従業員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業（士業法人を含む）	5,000万円以下	100人以下
医療法人等	－	300人以下

※ただし、下表の政令特例業種については、企業規模が異なります（NPO法人は特例対象外）

業種	資本金	常時使用する従業員
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

### 業種

大半の業種がご利用いただけますが、中小企業信用保険法施行令により、下表の業種は信用保証の対象外とされています。

#### 主な信用保証の対象外の業種

農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、その他信用保証法で定める一部のサービス等

### 所在地・業歴・許認可

群馬県内において工場・店舗又は事務所を有し、事業を行っている法人が群馬県信用保証協会をご利用いただけます。個人事業主の場合は住所地または事業所のいずれかが群馬県内であればご利用いただけます。創業関連保証等については、業歴に関係なく創業前からご利用いただけます。免許、許可、認可、登録、届出等を必要とする事業については、適法に許認可等を受けていることが必要です。

## ○信用保証の内容

### 保証限度額

1 企業者に対する一般的な保証の限度額は下表のとおりです。なお、下表とは別枠でご利用いただける保証もございますので、詳しくは営業部・各支店の保証課までお問い合わせください。

組織	保証限度額
個人事業者・会社・医療法人等・NPO法人	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

### 資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金となります。

### 連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。また、経営者保証に関するガイドラインの趣旨に照らして、連帯保証人を不要とする取り扱いや、保証料を上乗せすることで連帯保証人を不要とできる場合があります。

#### 一般事業者における連帯保証人の取り扱い

次の場合を除き、個人事業者の場合は、原則として連帯保証人を不要とし、法人は代表者以外の連帯保証人を不要としています。

- ①実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人、申込人（法人の場合はその代表者）と共に当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
- ②本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③財務内容や経営の状況等を総合的に判断して、通常の保証許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

#### 組合における連帯保証人の取り扱い

原則として代表理事のみを連帯保証人としますが、個々の組合の実情に応じ他の理事を連帯保証人とする場合があります。

なお、転貸資金については、代表理事のほか、転貸先組合員（組合員が法人の場合はその代表者）を連帯保証人とします。

#### 担保提供者の取り扱い

担保提供者は法人の代表者及び前記「一般事業者における連帯保証人の取り扱い」に該当する場合を除き連帯保証人とはしません（担保提供者は物上保証人とします）。

## ○信用保証料

信用保証料は、中小企業・小規模事業者と信用保証協会の「信用保証委託契約書」に基づき、保証利用の対価としてお支払いただくものです。

### 保証料率の体系

保証料率は、原則として中小企業・小規模事業者の信用リスクに応じて9段階に区分（弾力化）された体系としています。

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)

※上記保証料率は、貸付金額に対する年率となります。

※9段階の区分は、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）により、財務情報を評価し、非財務情報を加味して決定します。

※特殊保証とは、当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、手形割引根保証です。

※保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする対応を行う場合には、お客さまの財務内容に応じた上記保証料率に0.25%もしくは0.45%が上乗せされます。

例外として、経営安定関連保証などの一部の保証制度は、一律の保証料率が適用されます。

(単位：%)

保証制度	保証料率	保証制度	保証料率
経営安定関連保証（1～4・6号）	0.80	経営安定関連保証（5・7・8号）	0.68
創業関連保証	0.70	スタートアップ創出促進保証（SSS保証）	0.90

※上記保証料率は、貸付金額に対する年率となります。

※上記の保証制度は代表例です。

### 保証料率の割引

不動産担保をご提供いただく場合や、一部の群馬県制度資金をご利用いただく場合などは、信用保証料率が割引となります。

定性割引	割引の内容
有担保割引	弾力化保証料率が適用される保証及び一律の保証料率が適用される一部の保証について、保証料率を0.1%引き下げます
会計参与設置会社割引	一括支払契約保証を除く全ての保証について、保証料率を0.1%引き下げます

(単位：%)

#### 割引が適用される群馬県制度資金の保証料率（弾力化保証料率の場合）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有対象外	2.00	1.80	1.60	1.40	1.15	0.90	0.72	0.56	0.40
責任共有対象	1.730	1.580	1.380	1.180	0.980	0.830	0.664	0.498	0.373

※上記保証料率は、貸付金額に対する年率となります。

※一律料率で割引が適用される群馬県制度資金もございます。

## ○責任共有制度

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図ることにより、両者が連携して中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うことを目的としています。

### 負担割合

信用保証協会の保証が付いた融資の負担割合は、原則として、信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。

ただし、一部例外的に除外される保証制度があります。

#### 責任共有の対象外となる保証制度

- ①経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号・6号
- ②災害関係保証
- ③創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）
- ④特別小口保険に係る保証
- ⑤事業再生保証
- ⑥小口零細企業保証
- ⑦求償権消滅保証
- ⑧中堅企業特別保証
- ⑨事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）  
 （ただし、「責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む）」を「事業再生計画実施関連保証」で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）
- ⑩危機関連保証

### 責任共有の方式

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、各金融機関にはいずれかの方式を選択していただいています。

なお、中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証（ABL保証）等、一部の保証制度については、金融機関が選択した方式に関わらず部分保証で取り扱いしています。

部分保証方式	負担金方式
融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式 ◎ 保証金額 = 融資金額 × 80%	融資金額の100%を信用保証協会が保証するが、金融機関の信用保証利用実績に応じて一定の負担金を信用保証協会に納付する方式

# 主な保証制度

中小企業・小規模事業者の多様な資金需要に応え、円滑な資金調達の促進を図るため、各種保証制度をご用意しています。主な保証制度の概要をご紹介します。

## ○通常の保証

### 普通保証

- 対象 中小企業・小規模事業者
- 保証料率 0.45～1.90%
- 保証限度額 2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
- 保証期間 20年以内（普通保証は3年以内）

### 長期保証

## ○小規模事業者の方

### 小口零細企業保証

- 対象 従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下。ただし娯楽業、宿泊業は20人以下）
- 保証料率 0.50～2.20%
- 保証限度額 2,000万円
- 担保 原則不要
- 保証期間 10年以内

## ○これから事業を始める方、創業後間もない方

### 創業関連保証

- 対象
  - 「事業を営んでいない個人」が「1か月以内（※）に個人で事業を開始する場合」又は「2か月以内（※）に会社を設立する場合」  
（※ 認定特定創業支援事業により支援を受け、支援を受けたことについて市町村長の証明を受けた場合は、それぞれ6か月以内となります。）
  - 「事業を営んでいない個人」により創業又は会社を設立した後、5年未満の場合
  - 「事業を営んでいない個人」により創業した後、会社を設立し、同一事業を当該会社が引き継いだ場合（個人として創業した後、5年未満に限る）
  - 分社化を計画する会社、及び分社化により設立された5年未満の会社
- 保証料率 0.70%
- 保証限度額 3,500万円
- 担保 不要
- 保証期間 10年以内

## ○円滑な事業承継を目指す方

### 事業承継特別保証

- 概要 代表者個人が連帯保証人となる「経営者保証」を「不要」とする制度です。各要件や資金用途については当協会のホームページをご覧ください。
- 保証料率 0.45～1.90%（専門家による確認を受けた場合は0.20～1.15%）
- 保証限度額 2億8,000万円

## ○経営改善に取り組みたい方

### 事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）

- ・対象 中小企業活性化協議会等の支援を受け、事業計画を策定し、計画の実行及び計画進捗の報告を行う中小企業・小規模事業者
  - ・保証料率 0.68%（責任共有対象） 0.80%（責任共有対象外）
  - ・保証限度額 2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
  - ・保証期間 15年以内（一括返済の場合は1年以内）
- ※令和3年度より、コロナ禍に対応して各要件の緩和や保証料の軽減措置を設けています。詳細は当協会のホームページをご覧ください。

## ○突発的な事象発生時や経済危機時に必要な資金を調達したい方

### 経営安定関連保証

- ・対象 様々な事由により経営の安定に支障が生じているとして、市区町村長の認定を受けた中小企業・小規模事業者（事由により、1号から8号までの認定要件があります）
- ・保証料率 0.68%（責任共有対象） 0.80%（責任共有対象外）
- ・保証限度額 2億8,000万円

## （参考）経営者保証を不要とする保証の取扱いができます可能性があります

金融機関から融資を受ける際、経営者が会社の連帯保証人となることを「経営者保証」といいます。下記の3つのいずれかに該当すれば、「経営者保証」を不要とする保証の取扱いができます可能性があります。

通称	要件
金融機関連携型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全本がない融資残高がある（もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う）。</li> <li>・「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」。</li> <li>・法人と経営者との一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認している。など</li> </ul>
財務要件型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近決算期において一定の財務要件を満たしている。（「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります）</li> </ul>
担保充足型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人または経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全本が図られている。</li> </ul>



# 企業のライフステージに応じた支援の取り組み

当協会では、信用保証業務のほかに、相談・診断・情報提供等の各種支援サービスに取り組んでいます。企業のライフステージに応じて、創業支援・経営改善支援・事業承継支援・事業再生支援に積極的に取り組んでいます。

これらの支援について、よりスピーディーかつ確実に実施するために、関係機関と連携しています。「群馬県中小企業支援ネットワーク会議」「群馬県経営サポート会議」の設置や、「認定経営革新等支援機関」との連携など、専門の機関がネットワークで結びつくことで、より質の高い中小企業・小規模企業者の支援を行えるよう努めています。

## ○創業支援

### 創業サポート体制

#### サポートベース

『創業応援チーム』、女性創業応援チーム『シルキークレイン』による相談、創業計画の策定支援、創業後の経営相談など、創業者の皆さまに寄り添ったサポートを行っています。

#### ガイダンス

創業を検討されている方に向けたガイドブック『創業計画サポートガイド』や中小企業診断士等の専門家を活用した『外部専門家派遣』、シルキークレインが開催する創業セミナー『ガールズ創業カフェ』で創業者の皆さまをナビゲートします。

#### ファイナンス

国の保証制度である「創業関連保証」や、県の制度資金「創業チャレンジ資金」等、『創業に係る保証制度』と、『お取り扱い金融機関への橋渡し』で創業者の皆さまの金融面を支援します。

#### プロモーション

創業者の皆さまの事業・お店を紹介する企画『Go for it!』にて広報面を支援します。四半期に一度、定期的に紹介を行っています。

## ○経営改善支援・事業承継支援・事業再生支援

### 金融支援と経営支援の一体的な取り組み

#### 事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）

中小企業支援機関の支援等を受けて策定した事業再生計画に従って資金調達の支援をすることで、中小企業・小規模事業者の活力を再生するための保証制度です。

群馬県経営サポート会議を活用することもできます。



## 金融機関・関係機関等との連携

### 群馬県中小企業支援ネットワーク会議

群馬県内の公的機関、金融機関及び支援機関等が連携して、県内の中小企業・小規模事業者の経営安定・発展を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的とした当協会が事務局を務める支援ネットワークです。

参加機関が緊密な連携を図り、情報交換や講演等によるスキルアップに努めています。地域全体で中小企業・小規模事業者を支援しています。

### 群馬県経営サポート会議

個別の中小企業・小規模事業者を支援するため、当協会が事務局を務め、金融機関、支援機関、専門家等と連携し、具体的な支援手法等について話し合います。各機関が目線を合わせて、迅速に支援が行われるよう努めています。

## 協会独自の取り組み

### 保証審査担当者等による相談・支援業務

営業部・各支店の保証課の相談窓口で多様なご相談に対して、最適な対応策をご案内します。また、ご要望があれば、中小企業・小規模事業者の事業所等を訪問し、ご相談に対応します。

### 経営支援担当者による企業訪問・経営支援メニュー提案

経営課題を抱えている中小企業・小規模事業者の事業所等を支援担当者が訪問し、個々の課題に応じた経営改善支援メニューをご提案します。

### 外部専門家を活用した経営支援

中小企業診断士等の外部専門家を活用して、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業承継を支援します。助言・指導・計画策定支援などに係る費用は、国の補助金・協会独自の補助を組み合わせ、中小企業・小規模事業者の負担が軽減されるよう努めています。

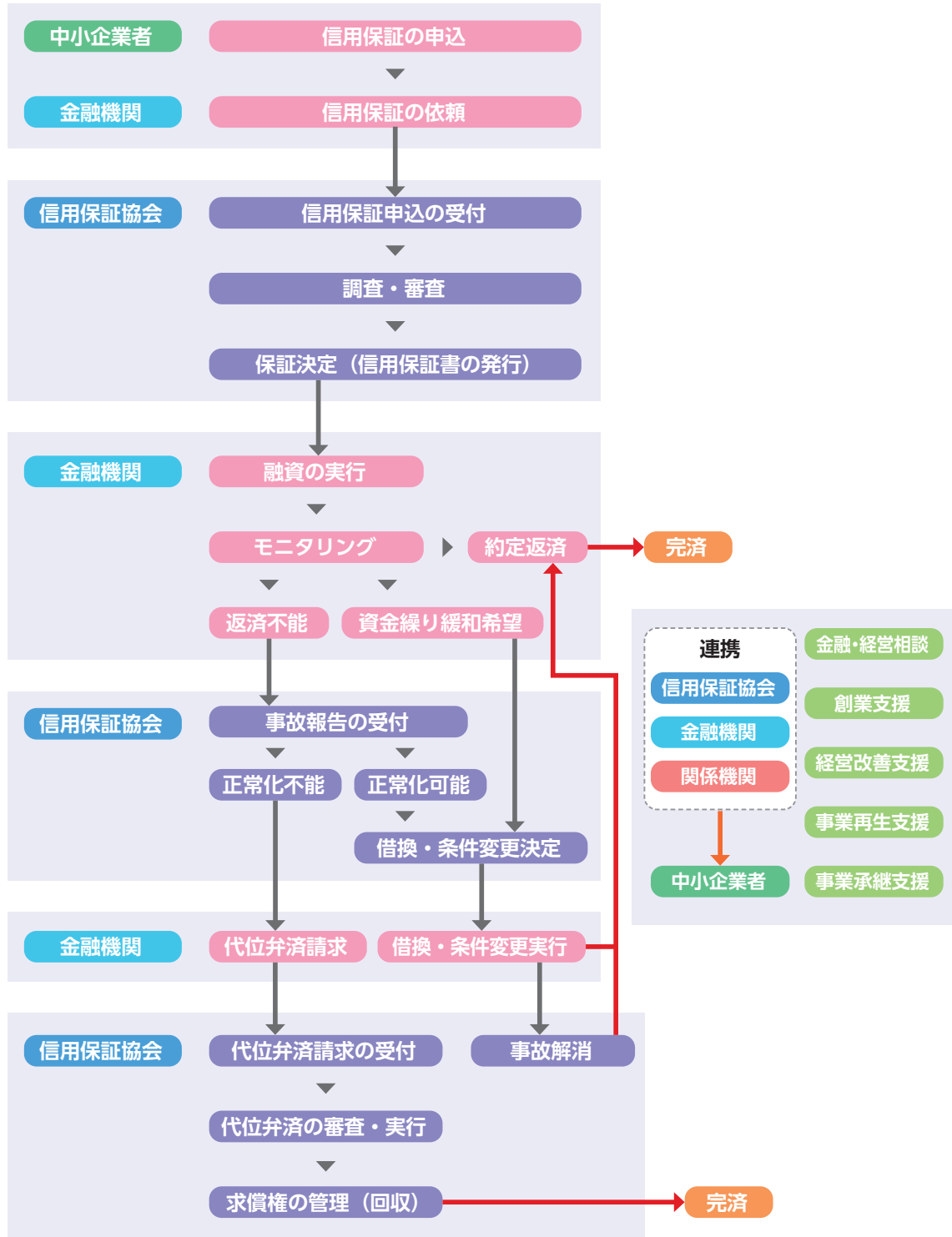
### 事業承継相談窓口

事業相談承継窓口を設置して、中小企業・小規模事業者の事業承継相談を受付しています。相談内容によって、事業承継に係る保証制度による金融支援や、群馬県事業承継・引継ぎ支援センターへの橋渡し等の支援を行います。

### 返済緩和先の返済正常化に向けた支援

返済条件を緩和している中小企業・小規模事業者に対して、取引金融機関と連携して借換や各種経営支援メニューについて提案をさせていただき、返済正常化に向けた支援を行っています。

# 業務の流れ



調査・審査	事業内容や提出された書類、面談、現地調査等に基づいて、企業の将来性や返済能力等を審査します。
保証決定	調査・審査の結果、妥当と判断した場合は、保証決定となります。(ご希望通りの内容とはならない場合もあります。)
資金繰り緩和希望	毎月の返済負担が重く、資金繰りの緩和を希望する場合、借換や条件変更のご相談に応じます。
借換	信用保証付き借入金を借換することで、月々の返済額の軽減を図ります。
条件変更	信用保証付き借入金の返済内容を見直し、月々の返済額の軽減を図ります。
金融・経営相談	中小企業・小規模事業者を訪問する「出前金融・経営相談」や当協会に設置している「金融・経営窓口相談」で、ご相談に応じます。
創業支援	創業応援チーム、女性創業応援チーム「シルキークレイン」が創業計画作成のサポートや、創業後の経営相談等に応じます。
経営改善支援	当協会の経営支援課を中心とした経営支援チームが経営改善計画の策定等をサポートします。
事業再生支援	当協会の再生支援課が求償権消滅保証等の抜本的な再生手法を活用して、中小企業・小規模事業者の事業再生をサポートします。
事業承継支援	「事業承継相談窓口」を設置しています。当協会の経営支援課が事業承継に関する相談等に応じます。
事故報告	廃業や法人解散、休業、約定返済の遅延、返済期限の経過等により、金融機関が返済の履行が困難と判断した場合、金融機関から当協会に対して事故報告が提出されます。
事故解消	事故報告が提出された後に、取引の正常復帰が可能と判断した場合は、借換・条件変更を行い、事故を解消します。
代位弁済	事故報告が提出された後に、取引の正常復帰が困難となった場合は、当協会が中小企業・小規模事業者に代わって金融機関へ借入金を支払います。
求償権	金融機関に代位弁済し、取得した債権です。
求償権の管理(回収)	中小企業・小規模事業者と当協会の双方にとって一番良い返済方法を一緒に考えます。

# 2023年度の事業実績

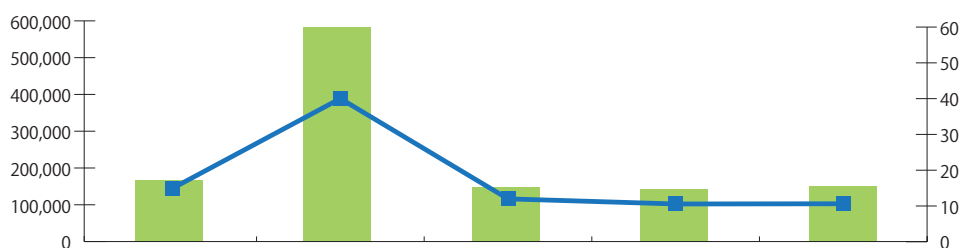
## ○最近5年間の主要業務実績の推移

(金額単位：百万円)

### 保証承諾

棒グラフ：百万円

折れ線グラフ：千件

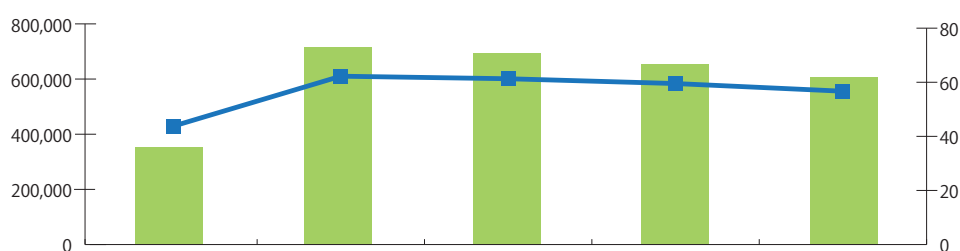


年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	14,822	39,873	11,849	10,418	10,477
金額	165,920	584,216	149,209	141,405	150,909
前年度比	115.3%	352.1%	25.5%	94.8%	106.7%

### 保証債務残高

棒グラフ：百万円

折れ線グラフ：千件

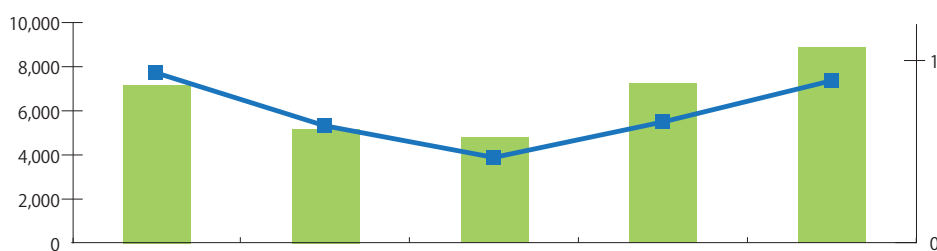


年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	43,797	62,243	61,303	59,524	56,687
金額	354,096	716,605	696,002	652,825	608,365
前年度比	102.1%	202.4%	97.1%	93.8%	93.2%

### 代位弁済

棒グラフ：百万円

折れ線グラフ：千件



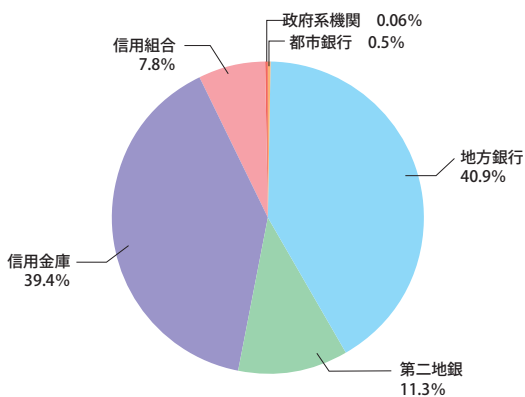
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	936	645	471	666	893
金額	7,175	5,168	4,803	7,229	8,881
前年度比	81.2%	72.0%	92.9%	150.5%	122.8%

## 金融機関別実績

※四捨五入のために個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。  
構成比は百万円単位で計算しています。

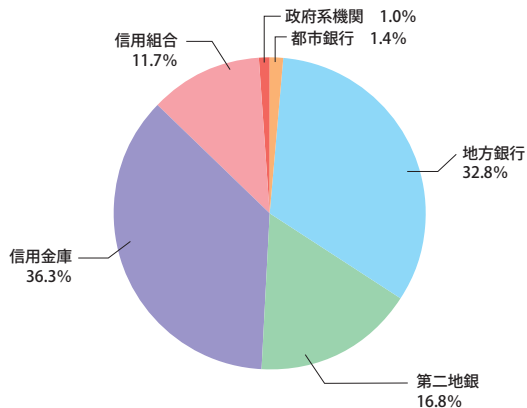
(金額単位：百万円)

### 保証承諾



	件数	金額	前年度比
都市銀行	26	825	146.4%
地方銀行	3,088	61,707	102.2%
第二地銀	1,051	17,048	97.7%
信用金庫	5,238	59,521	110.3%
信用組合	1,070	11,715	131.3%
政府系	4	93	669.5%
その他	—	—	—
合計	10,477	150,909	106.7%

### 代位弁済

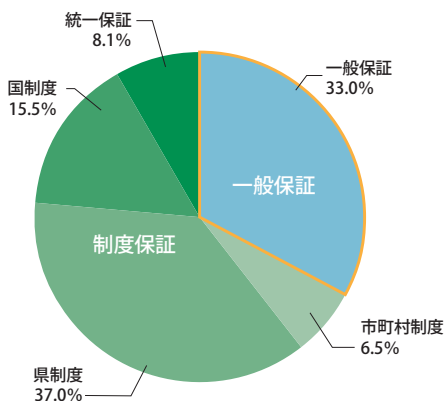


	件数	金額	前年度比
都市銀行	5	125	287.6%
地方銀行	248	2,910	109.2%
第二地銀	139	1,488	114.3%
信用金庫	373	3,226	131.2%
信用組合	127	1,041	141.6%
政府系	1	91	373.1%
その他	—	—	—
合計	893	8,881	122.8%

## 制度別実績

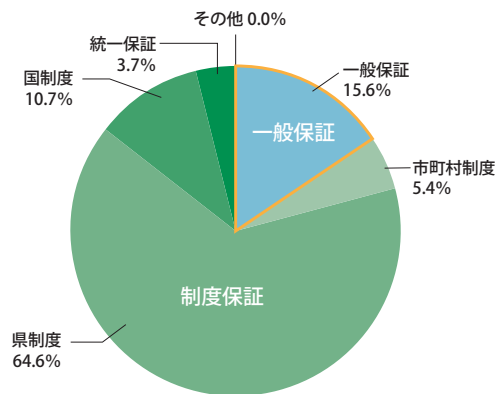
(金額単位：百万円)

### 保証承諾



	件数	金額	前年度比
一般保証	2,840	49,846	84.9%
制度保証	7,637	101,064	122.2%
市町村制度	2,063	9,748	89.2%
県制度	3,566	55,798	125.7%
国制度	1,055	23,338	146.1%
統一制度	953	12,180	106.4%
その他	0	0	—
合計	10,477	150,909	106.7%

### 保証債務残高



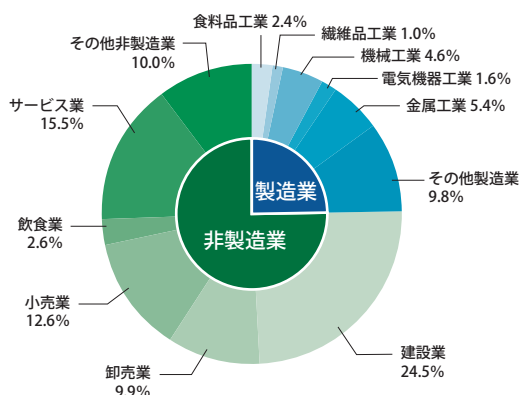
	件数	金額	前年度比
一般保証	7,087	95,054	85.9%
制度保証	49,600	513,310	94.7%
市町村制度	8,699	32,675	84.6%
県制度	35,251	393,008	92.5%
国制度	3,867	65,030	117.3%
統一制度	1,777	22,589	97.7%
その他	6	9	72.4%
合計	56,687	608,365	93.2%

## 業種別実績

※四捨五入のために個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。  
構成比は百万円単位で計算しています。

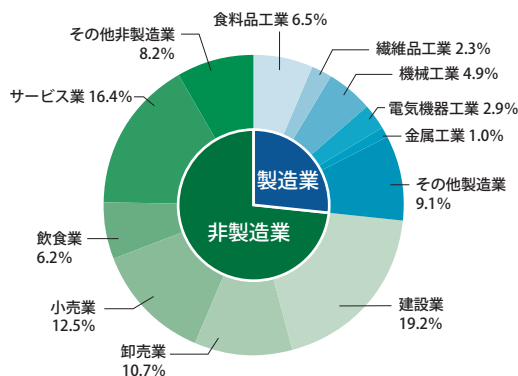
(金額単位：百万円)

### 保証承諾



	件数	金額	前年度比
食品工業	188	3,635	132.4%
繊維工業	135	1,548	93.6%
機械工業	348	6,899	99.5%
電気機器工業	135	2,356	83.0%
金属工業	450	8,195	116.5%
その他製造業	892	14,777	99.4%
<b>製造業計</b>	<b>2,148</b>	<b>37,410</b>	<b>103.7%</b>
建設業	2,889	37,036	104.4%
卸売業	806	14,996	102.1%
小売業	1,522	18,976	111.1%
飲食業	481	3,890	117.8%
サービス業	1,818	23,437	111.2%
その他非製造業	813	15,164	110.6%
<b>非製造業計</b>	<b>8,329</b>	<b>113,499</b>	<b>107.8%</b>
その他	0	0	-
<b>合計</b>	<b>10,477</b>	<b>150,909</b>	<b>106.7%</b>

### 代位弁済

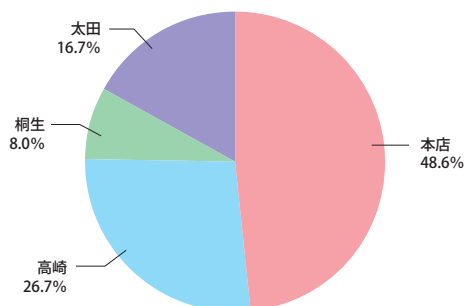


	件数	金額	前年度比
食品工業	32	575	-
繊維工業	17	205	91.5%
機械工業	32	433	62.9%
電気機器工業	14	257	60.7%
金属工業	12	93	42.1%
その他製造業	80	812	270.7%
<b>製造業計</b>	<b>187</b>	<b>2,375</b>	<b>127.9%</b>
建設業	191	1,705	86.2%
卸売業	67	953	426.9%
小売業	118	1,108	116.8%
飲食業	105	550	165.3%
サービス業	149	1,459	122.2%
その他非製造業	76	731	62.4%
<b>非製造業計</b>	<b>706</b>	<b>6,506</b>	<b>121.1%</b>
その他	0	0	-
<b>合計</b>	<b>893</b>	<b>8,881</b>	<b>122.8%</b>

## 本・支店別実績

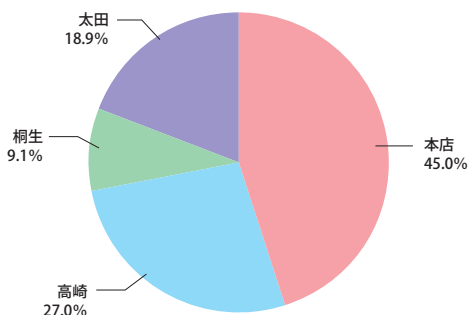
(金額単位：百万円)

### 保証承諾



	件数	金額	前年度比
本店	5,008	73,381	99.5%
高崎	2,935	40,296	126.9%
桐生	931	12,049	95.1%
太田	1,603	25,184	108.3%
<b>合計</b>	<b>10,477</b>	<b>150,909</b>	<b>106.7%</b>

### 保証債務残高

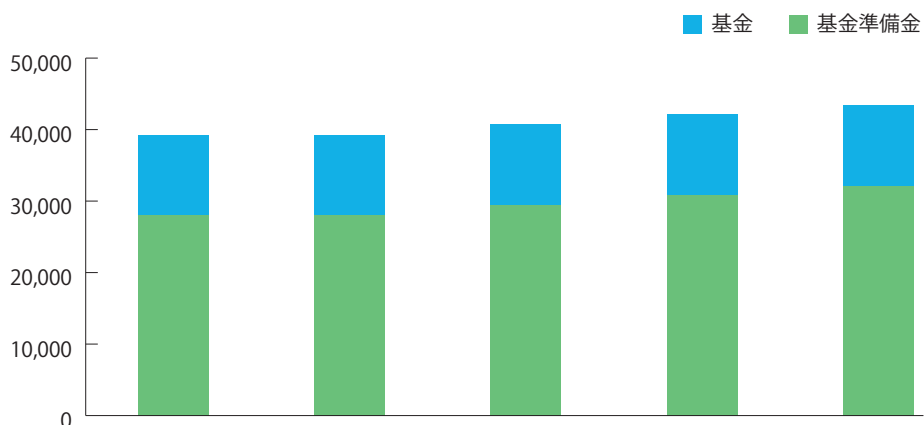


	件数	金額	前年度比
本店	25,444	273,582	92.1%
高崎	16,527	164,538	93.5%
桐生	5,163	55,525	95.8%
太田	9,553	114,719	94.2%
<b>合計</b>	<b>56,687</b>	<b>608,365</b>	<b>93.2%</b>

## ○基本財産

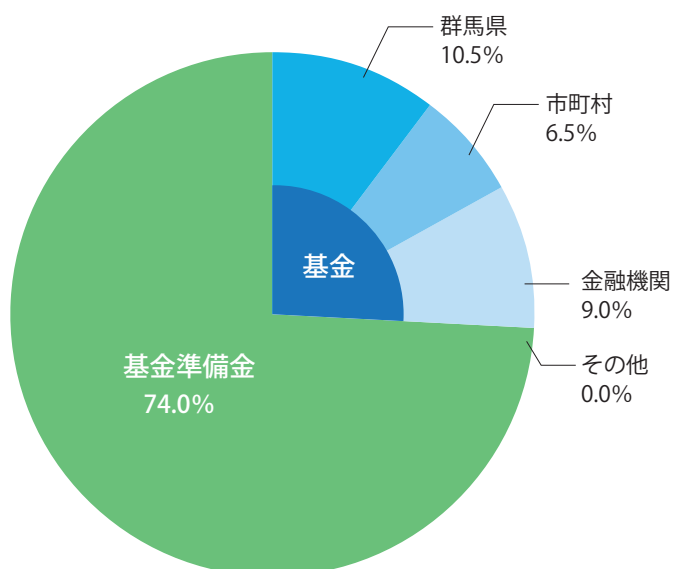
(金額単位：百万円)

### 最近5年間の推移



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基金	11,306	11,306	11,306	11,306	11,306
基金準備金	27,995	27,995	29,450	30,800	32,152
基本財産	39,301	39,301	40,756	42,106	43,459

### 令和5年度末における基本財産の内訳



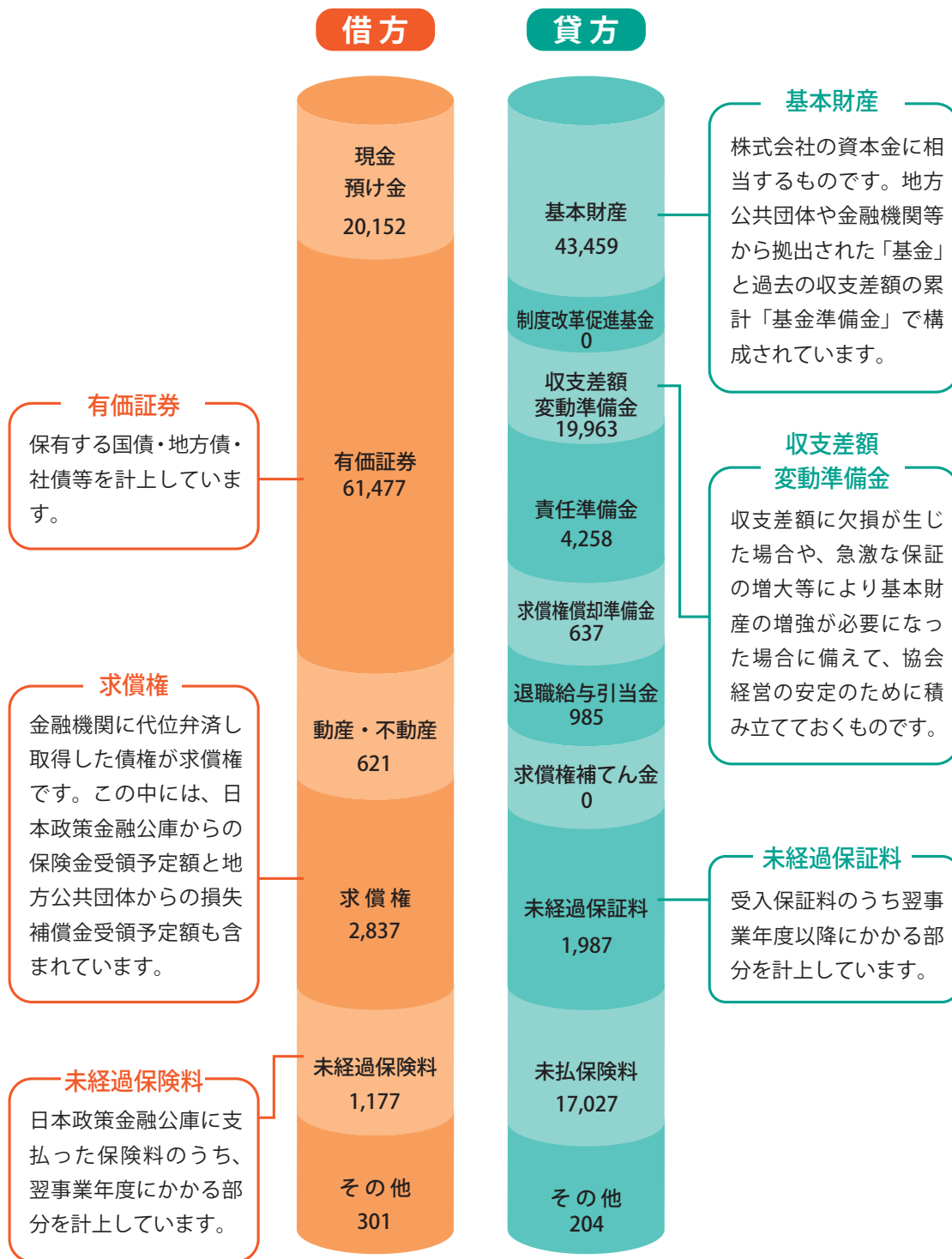
## ○貸借対照表 (令和6年3月31日現在)

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	965,725	基本財産	43,458,638,622
現金	965,725	基金	11,306,436,919
小切手	0	基金準備金	32,152,201,703
預け金	20,151,214,131	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	19,962,830,411
普通預金	20,050,958,658	責任準備金	4,257,524,897
通知預金	0	求償権償却準備金	637,247,563
定期預金	100,000,000	退職給与引当金	984,792,594
郵便貯金	255,473	損失補償金	1,790,776,531
金銭信託	0	保証債務	608,364,553,537
有価証券	61,477,064,166	求償権補てん金	0
国債	0	保険金	0
地方債	13,679,082,202	損失補償補てん金	0
社債	47,760,981,964	借入金	0
株式	7,000,000	長期借入金	0
受益証券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他有価証券	0	短期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
ファンド出資	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	620,593,106	雑勘定	17,233,322,129
事業用不動産	512,334,862	仮受金	49,684,205
事業用動産	108,258,244	保険納付金	117,061,763
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	22,878,831
損失補償金見返	1,790,776,531	未経過保証料	1,987,306
保証債務見返	608,364,553,537	未払保険料	17,027,149,265
求償権	2,837,260,141	未払費用	14,560,759
譲受債権	0		
雑勘定	1,477,258,947		
仮払金	14,278,042		
保証金	1,029,600		
厚生基金	153,122,500		
連合会勘定	515,720		
未収利息	131,739,413		
未経過保険料	1,176,573,672		
合 計	696,689,686,284	合 計	696,689,686,284



## ○貸借対照表の用語解説

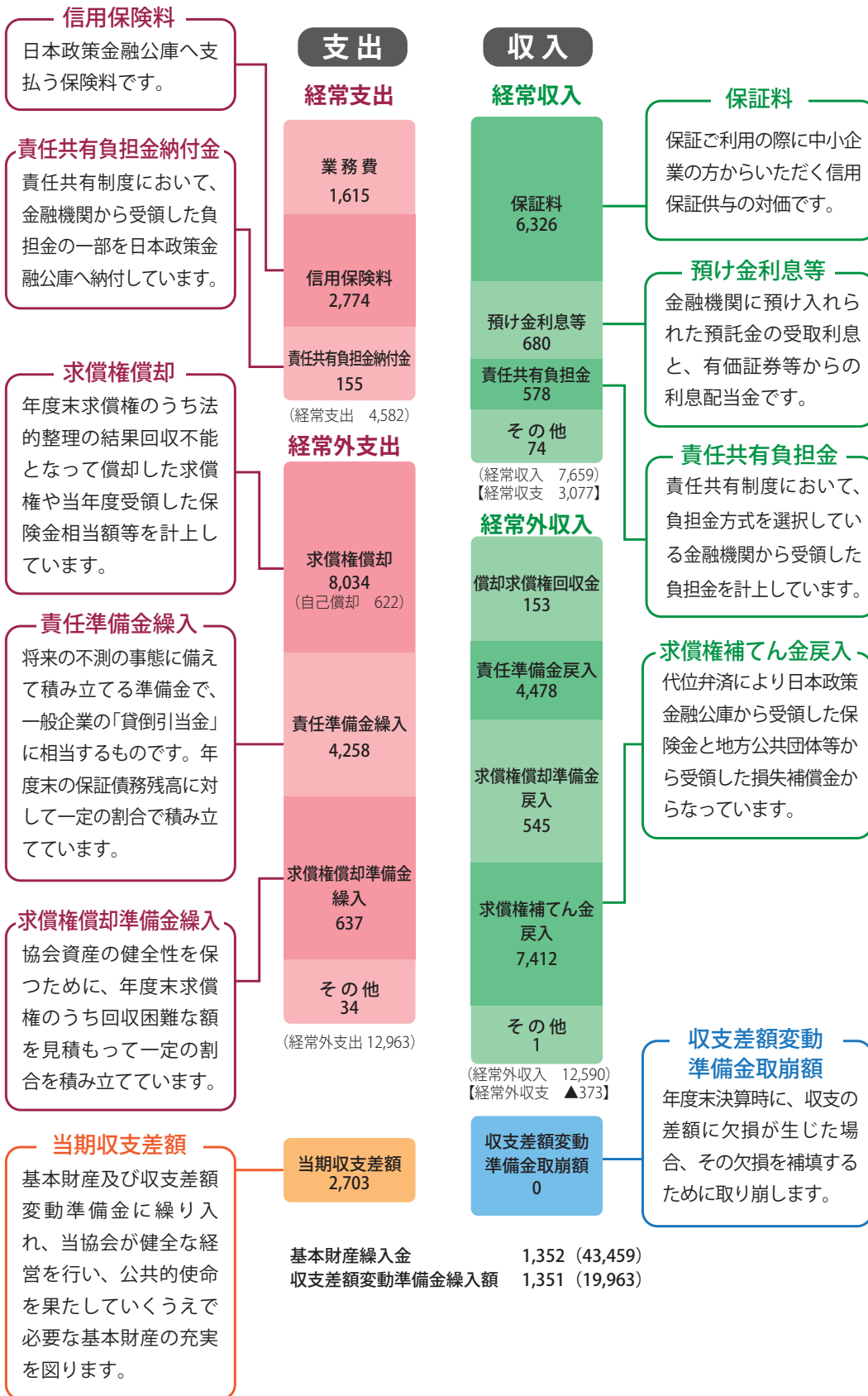


## ○収支計算書（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

（単位：円）

科 目	金 額
経常収入	7,659,057,017
保証料	6,326,034,317
預け金利息	16,666
有価証券利息配当金	680,430,619
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	20,157,130
事務補助金	26,352,575
責任共有負担金	578,211,000
雑収入	27,854,710
経常支出	4,582,298,437
業務費	1,615,212,850
役職員給与	861,156,312
退職給与引当金繰入	70,905,128
その他人件費	161,970,176
旅費	928,830
事務費	278,117,238
賃借料	67,549,001
動産・不動産償却	48,449,397
信用調査費	6,333,080
債権管理費	46,807,176
指導普及費	30,406,260
負担金	42,590,252
借入金利息	0
信用保険料	2,774,341,032
責任共有負担金納付金	154,774,164
雑支出	37,970,391
経常収支差額	3,076,758,580
経常外収入	12,589,774,265
償却求償権回収金	153,099,158
責任準備金戻入	4,477,964,558
求償権償却準備金戻入	545,342,105
求償権補てん金戻入	7,412,004,662
保険金	6,723,652,393
損失補償補てん金	688,352,269
補助金	0
その他収入	1,363,782
経常外支出	12,963,182,778
求償権償却	8,033,955,558
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	30,443,468
退職金	3,723,067
責任準備金繰入	4,257,524,897
求償権償却準備金繰入	637,247,563
その他支出	288,225
経常外収支差額	△ 373,408,513
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	2,703,350,067
収支差額変動準備金繰入額	1,351,000,000
基本財産繰入額	1,352,350,067

# ○収支計算書の用語解説



# 2023年度の主な取り組み

## ○金融機関をはじめとする関係機関との連携推進

### 企業の成長・発展を促すための金融機関との連携強化

当協会では、中小企業・小規模事業者の成長・発展を促すため、より強固な連携を金融機関と図るべく取り組みを行っています。

地方創生や中小企業・小規模事業者への支援強化を目的として、金融機関と創業支援・経営改善支援等の取引先企業の支援業務に関することや、勉強会・意見交換会開催等、金融機関と当協会との人的な交流に関する覚書を締結しています。

また、当協会の役員から保証審査担当者までの各階層で金融機関との対話を積極的に行い、中小企業・小規模事業者にとってより良い支援が行えるよう努めました。これまでと同様に信用保証の付かない融資（プロパー融資）と信用保証付き融資を適切に組み合わせ、金融機関と当協会が協力して中小企業・小規模事業者が円滑に資金調達できるよう取り組みました。2023年度に当協会で保証承諾をしたもののうち、49.1%について金融機関のプロパー融資支援が行われていました。

今後も中小企業・小規模事業者の皆さまにとって頼りになる存在となれるよう、金融機関との連携を強化し、質の高い支援を行ってまいります。

### 関係機関との連携に関する取り組み

群馬県商工会連合会・群馬県産業支援機構と、本業支援に向けた取り組み等について意見・情報交換を行いました。また、産学官金連携会議である「ぐんま未来イノベーション会議」にブース出展し、中小企業支援機関との連携を図りました。

群馬県中小企業支援ネットワーク会議を開催し、75機関が出席のもと外部講師を招き、「中小企業の稼ぐ力に効く支援とは何か」について講演会を実施しました。

今後も、中小企業・小規模事業者の皆さまにとって頼りになる存在となれるよう、関係機関との連携を強化し、質の高い支援を行ってまいります。



ぐんま未来イノベーション会議に出展したブース



群馬県中小企業支援ネットワーク会議

## ○地方創生への取り組み

### シルキークレイン presents ガールズ創業カフェ+ online を開催しました

令和5年9月23日、当協会主催（後援：群馬県、群馬県産業支援機構、群馬県発明協会）の女性向け創業セミナー「シルキークレインpresentsガールズ創業カフェ+ online」を開催いたしました。

このセミナーは、当協会の女性創業応援チーム「シルキークレイン」が、県内の創業機運の醸成、女性の創業の後押しを目的に開催しているもので、今年度で7回目の開催となります。当協会本店の6階特別会議室を会場に、創業希望者、創業者、創業に興味がある方など15名の女性にご参加いただきました。また、併せてオンラインによる参加を募集し、こちらも9名の女性にご参加いただきました。



#### 第1部 創業トーク

出演：はるぱん／中村榛花さん  
quail／荒井理沙さん  
MANABO ASOBO／石黒弥千代さん

#### 第2部 創業に向けてのアドバイス

講師：中小企業診断士／西山和孝さん

#### 第3部 創業お役立ち情報

講師：株式会社良品計画／前橋中央通り商店街 店長 下田さん  
群馬県発明協会／群馬県知財総合支援窓口 知財アドバイザー 浅川さん

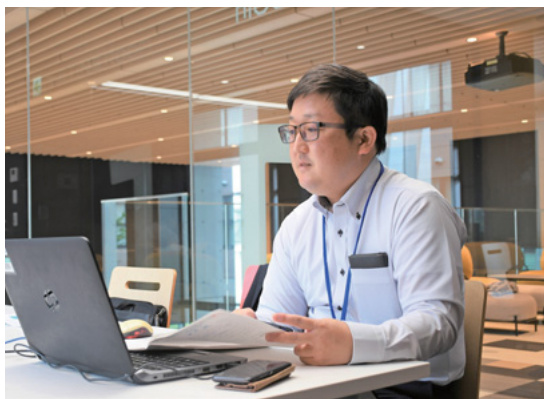
#### 第4部 保証協会からのお知らせ

※本セミナーの様子は、ぐんまテレビ「ニュースJUST6」にて、開催当日に放送されました。

### 高崎商科大学にて講義を行いました

令和5年7月、高崎商科大学（高崎市根小屋町741）にて、当協会の職員が「中小企業支援を通じた地域貢献」について講義を行いました。

講義は、前田拓生高崎商科大学院・高崎商科大学教授、高崎商科大学地域連携センター長（肩書は当時のものです）が担当する講義「地域活動と社会貢献」の一環としてオンラインにて行われ、実際に受講された学生の皆さまから「信用保証協会の存在や信用保証制度の仕組みについて理解できた」「中小企業と地域経済の結びつきについて学ぶことができてよかった」といったご感想をいただきました。





## ○SDGsに関する取り組み

### ボランティア活動を行いました

令和5年10月、当協会の役職員が、本店周辺（前橋市大手町）で清掃活動を行いました。

当日は天候に恵まれ、気持ちのよい秋日和のなか、公道などの美化活動に取り組み、集めたごみは50リットルのごみ袋で10袋以上となりました。



昨今、まだ安全に食べられるにも関わらず廃棄される食べ物（食品ロス）が社会問題になっています。

そこで当協会は、令和6年1月にフードドライブ（食品の寄付）を行いました。役員・職員から食品の寄付を募り、集まった食品は全てフードバンク団体に寄付しました。

当協会は、公的機関としての社会的立場を鑑み、SDGs達成に向けた取り組みとして、社会貢献活動に尽力することを掲げています。今後もこうした活動を通じ、地域の安定や発展に貢献できるよう努めてまいります。（SDGs達成に向けた取り組みについては38ページをご覧ください。）

## ○職員の資質向上への取り組み

### 経営支援に関する内部研修を開催しました

新型コロナウイルス感染症抑制と経済活動の両立が進むも、景気は持ち直す傾向が見られているものの、原材料価格高騰・人手不足等が収益改善の足かせとなるなど、多くの中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しく、様々な経営課題に直面しています。

そこで当協会では、中小企業小規模事業者の経営支援に一層取り組むべく、経営支援業務に係る内部研修に力を入れて取り組んでいます。

令和5年度には、当協会の経営支援課が中心となり、創業・経営改善・事業再生に係る内部研修を行いました。

今後も当協会一丸となり、中小企業・小規模事業者の経営支援に取り組んでまいります。



## ○広報活動

### ノベルティグッズを作成しました

当協会のSDGsに資する取り組みを発信するため、環境を意識したノベルティグッズを作成しました。

令和5年度に作成したノベルティグッズには、リサイクル生地を使用したコットンバッグ（エコバッグ）と廃棄されるはずの「麦の茎」を一部材料として使用したフリーカップを採用しました。



コットンバッグ



フリーカップ（麦わら配合）

### 創業者応援企画「Go for it！」のフリーペーパー掲載について

令和4年度より開始した、創業者の事業を応援する企画「Go for it！」について、令和5年度より、これまでの当協会の広報誌（保証月報）での紹介に加え、フリーペーパー「De li - J」にも掲載を始めました。

6月号の7企業を皮切りに、年間で25企業を紹介し、紹介した企業は累計で41となりました。

当協会をご利用いただいた創業者の方の事業を広報の観点から応援し、売上高・知名度等の向上に寄与するとともに、当協会の創業支援の周知や、同支援の利用促進を目的としています。

# 事業計画

## ○年度経営計画（令和6年度）

### 1. 群馬県の景気動向

県内の景気は、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染症法上の分類が「5類感染症」に移行し、社会・経済活動の正常化が進む中で、エネルギー・原材料の価格高騰などによる影響を受けつつも、持ち直しています。一方で、物価高や深刻化する人手不足、国際的な政治情勢や地政学上の緊張の高まりなど、景気の下押しリスクが懸念されています。

### 2. 中小企業及び当協会を取り巻く環境

県内企業の業況は、新型コロナの行動制限の撤廃等による人流の復活や、輸出が好調な大手製造業の業績などにけん引され、総じて回復傾向にあります。しかし、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」という。）の多くは、コロナ禍を通じて増大した債務の返済負担に加え、原材料価格の高騰や人材確保のための賃上げ等のコスト負担が重なり、依然として厳しい経営環境が続いています。また、経営者の高齢化や後継者難を背景とした事業承継、デジタル技術を活用した生産性の向上、脱炭素経営への取り組み促進など、多くの経営課題に直面しており、休業業や企業倒産は増加傾向にあります。

こうした中、当協会では「群馬県新型コロナウイルス感染症対応資金」や「伴走支援型特別保証」を活用し、中小企業の資金繰り支援を徹底してきましたが、今後は中小企業のライフステージに応じた創業・経営改善・事業承継・事業再生のための支援をこれまで以上に強化していく必要があります。

また、国が進める「経営者保証に依存しない融資慣行の確立」に向けて、その周知・定着を図るとともに、顧客サービスの向上や業務効率化のためのデジタル化の推進、SDGs（持続可能な開発目標の達成）、社会貢献活動の普及・啓発など、時代の要請を踏まえた取り組みを促進していくことが求められています。

### 業務運営方針

当協会は、「群馬県信用保証協会の3つの基本理念と行動指針」及び「令和6年度～令和8年度 中期事業計画」に基づき、公的な保証機関として、金融機関をはじめとする関係機関と緊密に連携し、中小企業の資金調達やライフステージに応じた経営支援業務等に積極的に取り組み、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献するとともに、社会情勢の変化に合わせてSDGsの達成やデジタル化等を推進するため、令和6年度の業務運営方針を以下のとおりとします。



### (1) 保証部門<中小企業の資金繰り円滑化の推進>

- ① 中小企業のニーズに応じた金融支援の推進
- ② 経営者保証改革の推進

### (2) 経営支援・期中管理部門 <中小企業の実態把握と早期着手>

- ① 中小企業のライフステージに応じた能動的な経営支援
- ② 早期段階における相談体制の確立と事業再生支援
- ③ 効果的な経営支援のための検証

### (3) 回収部門 <求償権の適切な管理回収及び再生支援への取り組み>

- ① 現況把握、回収方針の明確化による効率的かつ効果的な回収の実施
- ② 連帯保証債務免除による事業再生支援の実施

### (4) その他間接部門 <経営基盤の強化と組織活性化の取り組み>

- ① コンプライアンスの徹底、事業継続計画（BCP）の実効性向上
- ② デジタル化の推進による業務運用の効率化、電子受付システムの運用等による顧客の利便性向上
- ③ 職員の人材育成と職場環境の整備、組織体制の見直しによる組織の活性化、広報・採用活動の充実

## 重点課題

### 【保証部門】

#### (1) ゼロゼロ融資の返済本格化等に伴う資金繰り支援とライフステージに応じた保証制度の推進

- ① 借換保証の積極的な活用と保証制度の推進
- ② 金融機関との情報共有と連携強化

#### (2) 「経営者保証改革プログラム」を踏まえた取り組みの推進

- ① 改革プログラムの周知と意識改革、経営者保証非提供の提案
- ② 事業者選択型経営者保証非提供制度の活用

#### (3) 保証業務の電子化

- ① 保証申込の電子化に向けた取り組み強化
- ② 文書管理システム導入への対応

## 【期中管理・経営支援部門】

### （１）経営改善支援の早期着手

- ① 保証申込先への能動的な経営支援提案
- ② 金融機関との連携による支援候補先に関する情報共有

### （２）多様化する支援ニーズへの対応

- ① 経営支援メニューの拡充と、専門分野や特定の課題に特化した外部専門家の確保
- ② 当協会をハブとした金融機関や経済団体等との連携強化

### （３）事業再生の早期着手と伴走支援

- ① 金融機関及び活性化協議会との支援方針の目線合わせ、連携強化
- ② 伴走支援による計画下振れの早期発見と支援策の検討

### （４）経営支援効果の検証

- ① 返済緩和先に対する経営支援効果の検証

（経営支援後の返済緩和率や代位弁済率を集計し、経営支援を行っていない中小企業との実績比較を行う。）

支援後１年目における返済緩和率	経営支援未実施先と比較して▲20.0ポイント以上の効果を目標とする。
支援後３年目における代位弁済率	経営支援未実施先と比較して▲3.0ポイント以上の効果を目標とする。

- ② 経営支援に対する中小企業の満足度の検証

（経営支援対象者にアンケートを実施し、ネットプロモータースコア方式（以下「NPS」という。）による評価を集計する。）

外部専門家派遣事業利用者におけるNPS	スコア40.0以上を目標とする。
---------------------	------------------

※NPSとは・・・0～10の11段階評価で、9と10を推奨者とし、0～6を批判者としたときの差をスコア化したもの。

## 【その他間接部門】

### （１）経営基盤の強化

- ① 検査・研修等によるコンプライアンスの徹底、反社会的勢力の排除と不正利用の防止
- ② さまざまな災害等を想定した訓練の拡充と計画の見直し等による事業継続計画（BCP）の実効性確保
- ③ システム機器の更新やデジタル化推進による業務運用の効率化

## (2) 組織の活性化

- ① デジタル化や中小企業支援に積極的に対応できる人材の確保・育成
- ② 経営支援と検査・コンプライアンスの組織体制の見直し、担当チーム組成によるデジタル化の推進
- ③ 働きやすい職場環境の整備と働き方改革の推進
- ④ 多様な広報活動の展開による認知度等の向上
- ⑤ SDGsの達成に寄与する事業活動の展開と社会貢献活動

### 保証承諾等の見通し

令和6年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	1,440億円	109.9%
保証債務残高	5,778億円	94.4%
代位弁済	100億円	105.3%
回収	16.5億円	103.1%

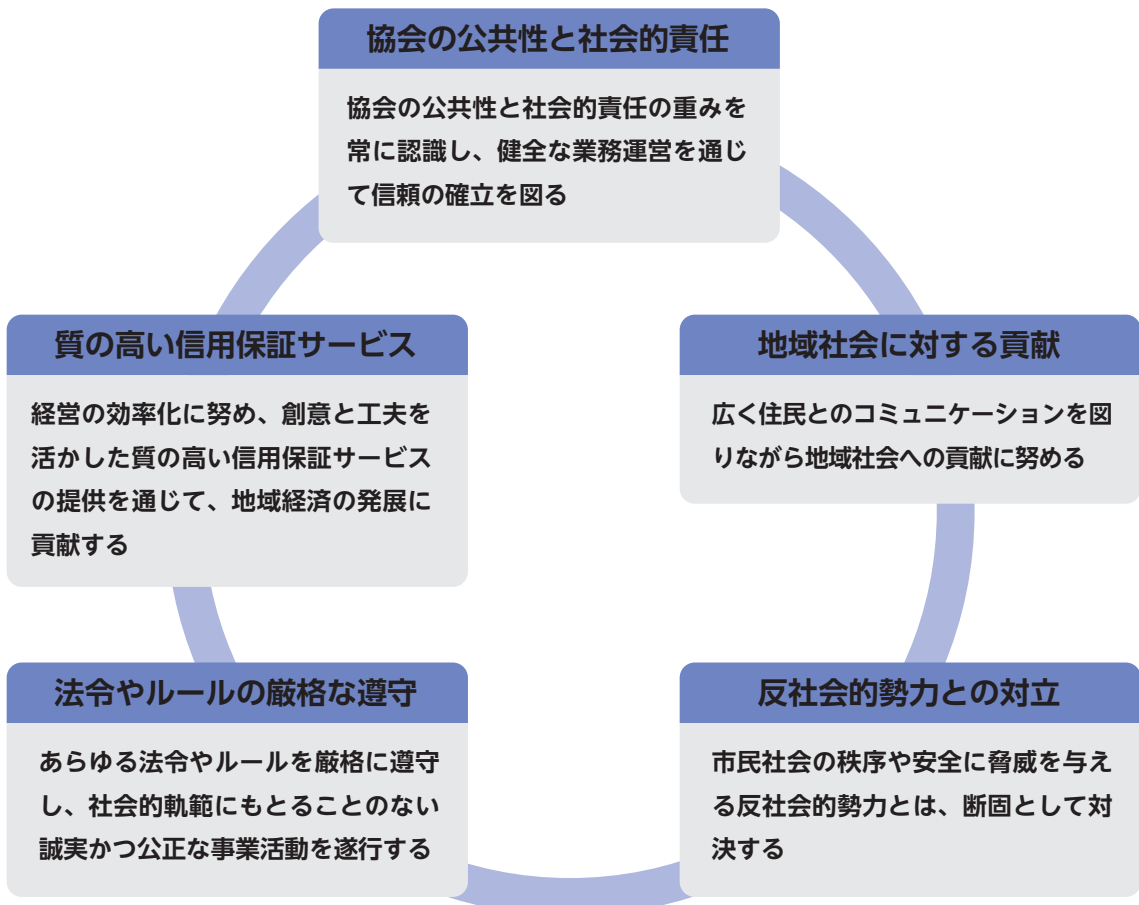
# コンプライアンスへの取り組み

信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の振興と地域経済の活力ある発展を積極的に支援するという公共的使命と社会的責任を果たすため、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行することが求められています。

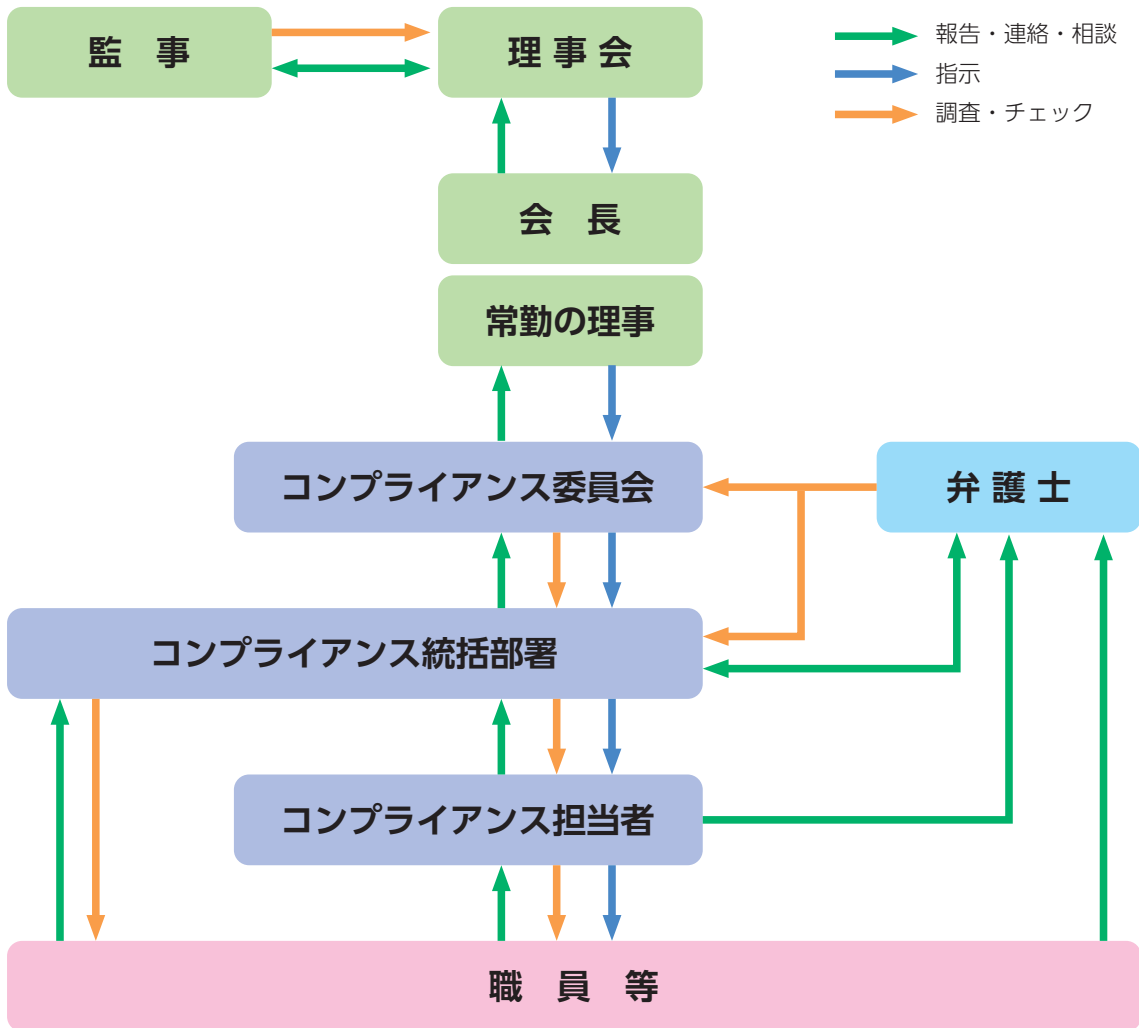
このため、当協会では信用保証制度全体に対する信頼の確立を目指すため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に取り組んでいます。

コンプライアンスを実践するための基本方針として、「倫理憲章」を定めています。

## ○群馬県信用保証協会倫理憲章



## ○コンプライアンス組織体制図



### 反社会的勢力に係る企業等への保証はいたしません

#### 1. 暴力団等の反社会的勢力は、信用保証の対象とはなりません

公共性の高い使命と重い社会的責任を負う信用保証協会としては、暴力団等の反社会的勢力に対しては信用保証を行いません。

また、申込人や保証人が、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う場合も保証の対象としておりません。

信用保証をご利用の際にご提出いただく信用保証委託契約書には、委託者ご本人または保証人が暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、またはそれに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないことなどを表明、確約していただくため、反社会的勢力を排除する旨の条項を定めています。

暴力団等反社会的勢力は、信用保証の対象とはなりませんのでご注意ください。

**信用保証制度を不正に利用した場合は、法令により処罰されます。**

#### 2. 第三者が介在、介入する保証申込は取り扱いいたしません

信用保証協会では、信用保証制度を悪用する行為を排除し、公正な保証の取り扱いをするために、暴力団関係者や金融斡旋屋等の第三者が介在、介入する保証申込は取り扱いいたしません。

# 個人情報保護宣言

群馬県信用保証協会は、信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

## 1. 個人情報に関する法令等の遵守

- 当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

## 2. 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（又は備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

## 3. 個人データの適正管理

- お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

## 4. 個人情報保護の維持・改善

- 当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

## 5. 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

## 6. 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口にて備え置きしてある「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にて持参（又は郵送）ください。

## 7. 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- 6、7の具体的な手続きにつきましては当協会ホームページ（又は備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.（3）「開示等の請求等に応じる手続き等に関する事項」をご覧ください。

## 8. 質問、苦情について

- 当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

## 9. 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

- 当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所	前橋市大手町三丁目3番1号	
電話番号	027-231-8816	027-231-8875
部 署 名	群馬県信用保証協会 総務部 総務課	群馬県信用保証協会 保証統括部 保証推進課

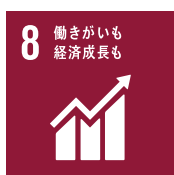
# SDGs達成に向けた取り組み

当協会は、「群馬県の経済発展に貢献する」という理念のもと、持続可能な開発目標（SDGs）の趣旨に賛同するとともに、信用保証協会の公共性と社会的責任を正しく認識し、信用保証を通じて地域経済の持続的発展に貢献します。

## 1. 中小企業支援による地域経済の発展に貢献する取り組み

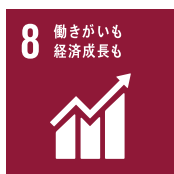
(1) 信用保証を通じて中小企業への円滑な資金供給を行います

- ア 中小企業の信用力を補完することで、中小企業と金融機関とのかけ橋となり、地域経済の発展に貢献します
- イ 中小企業を取り巻く環境や、中小企業が置かれている現状を汲み取り、中小企業に寄り添った信用保証を行います
- ウ 大規模な経済危機や災害の発生の際には、中小企業の経営基盤を支えるため、セーフティネット機関としての役割を果たします
- エ SDGsや地域貢献に対する取り組みを行う中小企業に対し、SDGs私募債保証制度などで資金調達を支援します



(2) 企業のライフステージに応じた支援を関係機関と連携して行い、中小企業の成長に寄与します

- ア 創業相談及び創業計画の策定支援など、多様な創業支援により、活力ある企業を生み出します
- イ 個々の企業の実情に即した経営改善支援により、中小企業の経営課題解決に尽力します
- ウ 円滑な事業承継を促進する事業承継支援により、企業の価値を未来に繋げます
- エ 厳しい経済環境のもと、苦境に立った中小企業への事業再生支援により、経営の健全化を後押しします





## 2. 社会貢献活動、労働環境の整備及び多様な人材の活躍推進への取り組み

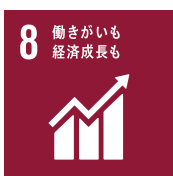
(1) 公的機関である信用保証協会の社会的立場を鑑み、社会貢献活動に尽力します

- ア ペーパーレスによる森林資源保護やクールビズなどの省エネ化による地球温暖化防止を行い、地球環境の保全に努めます
- イ ボランティア活動やチャリティーイベントへの自主的な参加、及び地域の催しや祭りに協賛することで、地域の活力向上に貢献します
- ウ 地球環境の保全に取り組む企業を支援する債権の取得を通じて、持続可能な社会の実現に向けた活動に協力します



(2) 働き方改革を意識した労働環境の整備に努めます

- ア 有給休暇取得の推進や時間外労働の削減などにより、ワークライフバランスを促進します
- イ 育児休業取得の推進や育児休業からの職場復帰支援などにより、性別にとらわれない職場づくりを推進します
- ウ 各種ハラスメントの撲滅や職員のメンタルヘルスケアに取り組み、職員がいいきと働ける職場であり続けます



(3) 多様な人材が活躍できる環境整備と機会の提供に励みます

- ア 質の高い保証サービスを提供するため、各種研修制度の実施や資格取得の奨励により、職員のスキルアップを図ります
- イ 女性創業応援チーム「シルキークレイン」による女性創業支援により、女性が活躍できる地域づくりに貢献します



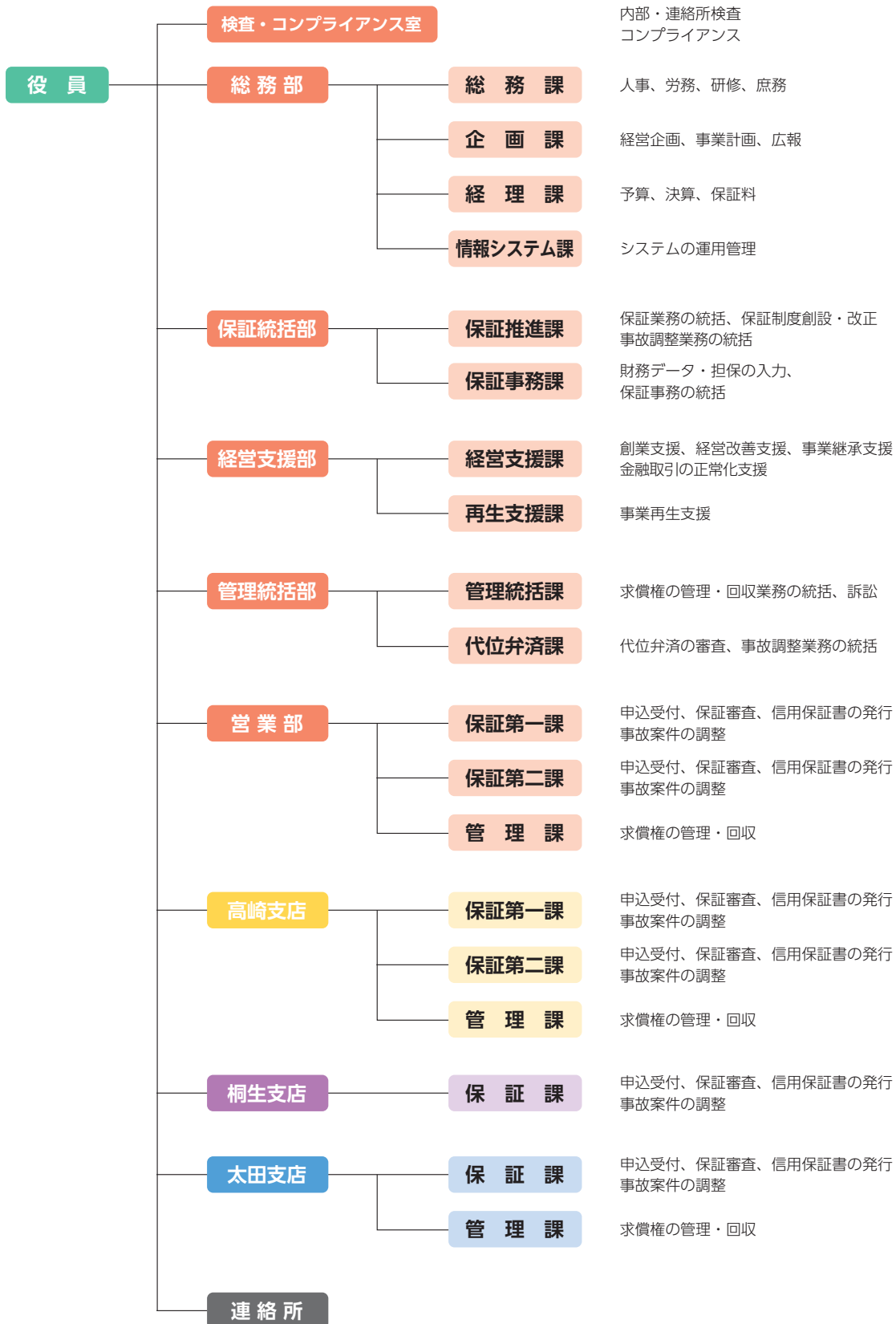
# 役員・組織体制

## ○役員

(令和6年7月1日現在)

役職	氏名	備考
会長	鬼形 尚道	常勤 (元：群馬県 産業経済部長) (前：群馬県信用保証協会 常務理事)
専務理事	松田 久	常勤 (元：群馬銀行)
常務理事	諸田 隆志	常勤 (前：群馬県 多野藤岡振興局長 兼藤岡行政県税事務所長)
常務理事	上村 敏	常勤 (元：群馬県信用保証協会 総務部部長)
常勤理事	芝田 幸弘	常勤 (元：群馬県信用保証協会 営業部部長)
理事	相川 章代	非常勤 (群馬県 産業経済部長)
理事	松本 基志	非常勤 (群馬県議会 産経土木常任委員会 委員長)
理事	清水 聖義	非常勤 (群馬県市長会 会長)
理事	熊川 栄	非常勤 (群馬県町村会 会長)
理事	深井 彰彦	非常勤 (群馬銀行 頭取)
理事	江原 洋	非常勤 (東和銀行 頭取)
理事	早川 茂	非常勤 (群馬県信用金庫協会 会長)
理事	八高 武	非常勤 (群馬県信用組合協会 会長)
理事	金子 昌彦	非常勤 (群馬県商工会議所連合会 会長)
理事	石川 修司	非常勤 (群馬県商工会連合会 会長)
理事	吉田 勝彦	非常勤 (群馬県中小企業団体中央会 会長)
監事	稲葉 雅雄	常勤 (前：群馬県信用保証協会 総務部部長)
監事	園田 誠	非常勤 (公認会計士)
監事	小林由美子	非常勤 (群馬県 会計管理者)

## ○組織・機構 (令和6年4月1日現在)



## ○窓口・業務担当区域

### 本店

〒371-0026 前橋市大手町三丁目3番1号 群馬県中小企業会館4・5・6階

部署名		TEL	FAX	業務担当区域
総務部	総務課	027-231-8816	027-234-8823	
	企画課	027-231-8874		
	経理課	027-231-8674		
	情報システム課	027-231-8796	027-231-8338	
保証統括部	保証推進課	027-231-8875	027-231-8424	
	保証事務課	027-219-6001	027-231-8096	
経営支援部	経営支援課	027-219-6003	027-231-8814	県内全域
	再生支援課	027-225-5025		
管理統括部	管理統括課	027-231-8946	027-231-8424	
	代位弁済課	027-231-8842		
営業部	保証第一課	027-231-8818	027-231-9459	前橋市、伊勢崎市、沼田市、 渋川市、北群馬郡、吾妻郡、 利根郡、佐波郡
	保証第二課	027-231-8819	027-231-9250	
	管理課	027-231-8820	027-231-8096	
検査・コンプライアンス室		027-289-5205	027-234-8823	

### 高崎支店

〒370-0006 高崎市問屋町二丁目7番地2

部署名		TEL	FAX	業務担当区域
保証第一課	027-362-7733	027-363-2223	高崎市、藤岡市、富岡市、 安中市、多野郡、甘楽郡	
保証第二課				
管理課				027-362-7734

### 桐生支店

〒376-0023 桐生市錦町三丁目1番25号 桐生商工会議所会館4階

部署名	TEL	FAX	業務担当区域
保証課	0277-43-6211	0277-43-9181	桐生市、みどり市

### 太田支店

〒373-0852 太田市新井町534番地12

部署名	TEL	FAX	業務担当区域
保証課	0276-48-8811	0276-48-8810	太田市、館林市、邑楽郡
管理課	0276-48-8812	0276-48-1518	太田市、館林市、邑楽郡、 桐生市、みどり市

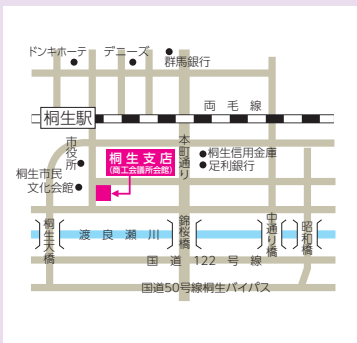
## 本店



## 高崎支店



## 桐生支店



## 太田支店



## 群馬県信用保証協会レポート ディスクロージャー誌 2024

---

発行	2024年8月 群馬県信用保証協会 総務部企画課
住所	〒371-0026 群馬県前橋市大手町三丁目3番1号 群馬県中小企業会館
電話	027-231-8874
ホームページ	<a href="https://gunma-cgc.or.jp/">https://gunma-cgc.or.jp/</a>





GUNMA GUARANTEE  
REPORT 2024



群馬県信用保証協会

<https://gunma-cgc.or.jp/>

編集：総務部企画課 027-231-8874